

つくば市入札参加指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記業者に対し指名停止を行います。

### 指名停止措置の概要

指名停止措置業者名及び住所	指名停止の期間	つくば市入札参加指名停止等措置要綱該当条項等	事実概要
株式会社つくば緑建 代表取締役 荒井 秀雄 茨城県つくば市前野1317番地	令和7年(2025年)7月3日から 令和7年(2025年)11月2日まで (4か月間)	「つくば市入札参加指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第1第3項「契約違反」第1号ア	(株)つくば緑建と下請け事業者である(有)渡辺土木は、つくば市発注の「6国補狭隘第3号島名(関之台)地区道路改良舗装工事」において、工期限内に工事を完成することができなかった。
有限会社渡辺土木 代表取締役 笹本 大輔 茨城県つくば市遠東1233の3番地	令和7年(2025年)7月3日から 令和7年(2025年)11月2日まで (4か月間)	「つくば市入札参加指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第1第3項「契約違反」第1号ア及び同要綱第3条第1項	